

令和5年1月吉日

町内会・自治会長 各位

滑川市防犯協会会長 水野達夫
滑川警察署長 砂川秀和
(公印省略)

令和6年 町内会等の防犯連絡所の推薦について（依頼）

向寒の候、貴台にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、町内会・自治会長の皆様方には、防犯活動に深いご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内でも小中学校の児童・生徒への声かけ事案や“特殊詐欺”事件等が依然として発生している状況にあります。滑川市防犯協会、滑川警察署といたしましても、皆様とともに「安心の街づくり」の活動を一段と強化してまいりたいと考えております。

つきましては、何かとお忙しい時期とは存じますが、貴町内会・自治会における令和6年防犯連絡所について、別紙の様式により推薦くださいますようお願ひいたします。

なお、誠に恐縮ですが、防犯連絡所に変更がない場合でも、別紙の様式をご提出くださいますようお願ひいたします。

記

1 提出方法

滑川市防犯協会へ同封の返信用封筒にてご提出ください。（FAXも可。）

提出期限：令和6年1月12日（金）まで

2 推薦時の留意事項

- (1) 防犯連絡所の任期は、原則として2年とします。ただし、再任は妨げません。なお、町内会又は自治会役員の任期が1年の場合には、1年を可とします。
- (2) 防犯連絡所の推薦にあたっては、町内会・自治会長及び役員と協議の上、決めてください。なお、設置数は原則として、各町内1箇所としていますが、世帯数及び地域の特性に応じて増やすことができます。

3 参考資料

令和5年度防犯連絡所名簿（地区名簿）

防犯連絡所の設置及び運営に関する要綱

事務担当／936-8601滑川市寺家町104番地

滑川市生活環境課 内

滑川市防犯協会事務局 友山

電話・FAX（076）476-0734

令和 6 年 防 犯 連 絡 所 の 推 薦 書

令和 年 月 日

(変更ない場合でも、確認のために提出してください。)

町内会・自治会名		
----------	--	--

(番号 1)

(ふりがな) お 名 前		
住 所		
郵便番号		電話番号

(番号 2)

(ふりがな) お 名 前		
住 所		
郵便番号		電話番号

(番号 3)

(ふりがな) お 名 前		
住 所		
郵便番号		電話番号

※ 防犯連絡所のプレート必要の枚数について

防犯連絡所プレートについては、変更があったときは、前任者の品を引継いでください。なお、破損等で使えない場合は廃棄し、必要枚数を記入してください。後日、新任者宅へお届けいたします。

防犯連絡所プレート必要枚数	枚
---------------	---

事務担当／936-8601滑川市寺家町104番地

滑川市生活環境課 内

滑川市防犯協会事務局 友山

電話・FAX（076）476-0734

防犯連絡所の設置及び運営に関する要綱

平成18年10月1日制定

第1 目的

地域住民による自主防犯体制を確立し、犯罪のない明るく住みよい地域づくりを推進するため、犯罪や事故等を未然に防止する活動（以下「地域安全活動」という。）の拠点となる、防犯連絡所の設置及び運営について必要な事項を定める。

第2 性格

防犯連絡所は、地域住民の自主防犯活動の拠点として、防犯協会及び町内会や駐在所等と連携し、地域安全活動を推進する。

第3 設置基準

- (1) 防犯協会の下部組織として、防犯連絡所を置く。
- (2) 設置数は、原則として町内会に1箇所とする。ただし、住宅状況や世帯数等を考慮し、地域の特性に応じて増やすことができる。

第4 委嘱

- (1) 防犯連絡所は、地域住民から信望があり、かつ、自主防犯活動に熱意と実行力のある者で、町内会長が推薦した者の中から防犯協会長（以下「協会長」という。）と滑川警察署長（以下「署長」という。）が協議の上、選考し委嘱する。
- (2) 委嘱は、協会長と署長との連名で委嘱状を交付する。

第5 解職

協会長は署長と協議の上、防犯連絡所が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、解職することができる。

- (1) 防犯連絡所として地域の信望を損なうなど、適格性を欠くとき。
- (2) 委嘱された者が、委嘱時の住所から他の町内へ転出したとき。
- (3) その他、防犯連絡所としての活動ができなくなったとき。

第6 任期

防犯連絡所の任期は、原則として2年とする。ただし、町内会役員の任期が1年の場合には1年でも可とする。再任は妨げない。

第7 表示

連絡所には、その所在を表示する標識を外部から見やすい箇所に掲げる。

第8 備え付け簿冊等

- (1) 設置及び運営に関する当該要綱
- (2) 防犯連絡所の名簿
- (3) 防犯連絡所活動の手引き及び業務書

第9 活動

防犯連絡所は、防犯協会及び町内会や駐在所等と連携して自主防犯活動を展開し、防犯意識の高揚を図り、地域安全活動を推進するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 防犯広報資料の配布や回覧・掲示
- (2) 駐在所等からの地域安全情報の提供・伝達
- (3) 住民からの地域安全情報の収集
- (4) 防犯座談会及び講習会の企画・開催
- (5) 防犯パトロールの企画・実施
- (6) 各種防犯活動への参加と呼びかけ

- (7) 警察と共同活動による防犯診断や防犯指導の実施
- (8) その他、地域安全活動を推進するために必要な事項

第10 班長

- (1) 各地区に防犯連絡所班長（以下「班長」という。）を置く。
- (2) 班長は、所管区域内の防犯連絡所の互選により協会長が任命する。
- (3) 班長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 班長は次の任務を行う。
 - ① 地区の連絡所会議を開催し、活動計画に基づき活動を推進する。
 - ② 地域安全情報の集約、提供及び意見交換
 - ③ 地域住民、防犯連絡所などからの要望や意見の集約
 - ④ 防犯講習会、防犯診断、防犯パトロールなどの実施
 - ⑤ 駐在所等との連絡調整

第11 総代

- (1) 滑川市防犯協会の防犯連絡所代表として、総代1名を置く。
- (2) 総代は、班長の互選により協会長が任命する。
- (3) 総代の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 総代は次の任務を行う。
 - ① 班長の取りまとめや、連絡調整を行う。
 - ② 班長会議の開催
 - ③ 犯罪が発生した場合など、隨時対策会議を開催する。
 - ④ 滑川市防犯協会及び滑川警察署との連絡調整
 - ⑤ 関係機関及び団体との連絡調整

第12 防犯連絡所協議会の設置

- (1) 防犯連絡所の連絡強化を図るため、防犯連絡所協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- (2) 協議会は、防犯連絡所で構成し、滑川市防犯協会の下部組織とする。
- (3) 協議会の代表は、総代とする。
- (4) 協議会は、次に掲げる事業を行う。
 - ① 年度当初に総会を開催し、防犯連絡所の委嘱及び活動計画を策定する。
 - ② 防犯連絡所活動のための研修会開催
 - ③ 防犯思想の普及
 - ④ 防犯連絡所相互の連絡調整
 - ⑤ その他地域安全活動に必要な事項

第13 表彰

協会長は、防犯連絡所の活動について特に功労があると認めるときは、署長と協議の上、表彰を行うものとする。

第14 その他

防犯連絡所の設置及び運営について、このほか必要があると認めるときは、協会長が防犯連絡所協議会及び署長と協議の上、別に定める。

附則

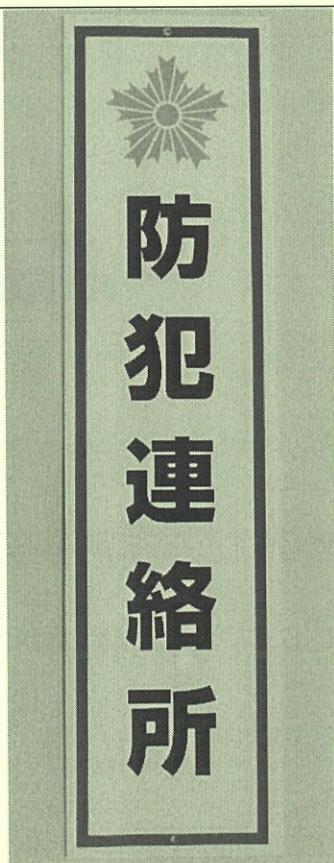
この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

防犯連絡所の役割・活動

ご自宅の玄関など外から見やすい箇所に標識を掲げていただくと共に以下の活動をお願いします。

- ・犯罪等の被害を受けやすいお年寄りや子どもたちの見守り
- ・地域安全に関する住民の要望・意見の把握
- ・各種防犯活動への参加と呼びかけ
- ・市・警察や関係機関・団体と防犯活動全般にわたる連絡調整など

防犯連絡所の標識

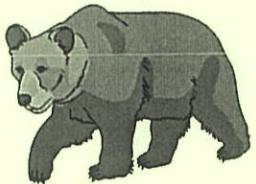


是非ご登録お願いします

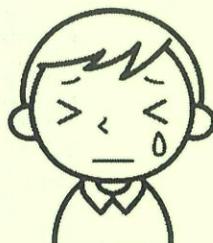
市では、市民の皆様が安全で安心して暮らせるよう不審者情報、犯罪情報、行方不明者情報、交通安全情報等の配信を行っています。

防犯活動にご活用いただけすると幸いです。是非、ご登録をお願いします。

○滑川市公式 SNS (LINE、X (旧 Twitter)、Facebook)



○滑川市メール配信サービス



また警察では、

○安全情報ネット



で危険情報等を配信しています。

安全情報ネットでは滑川市内の情報はもちろんのこと、県内の知りたい市町村の情報を選んで受信することができます。

是非、登録の上ご活用ください。